

案

古賀市補助金改革実行計画



平成 24 年 7 月 2 日

(パブリックコメント対象資料)

目 次

1章	はじめに	2
2章	古賀市における補助金改革の経緯	2
3章	これからの補助金の基本原則	3
	(a) 基本原則	4
	(b) 形態ごとの個別原則	5
4章	個々の補助金の形態と改善事項	5
5章	今後のスケジュール	12
6章	おわりに	12

1章 はじめに

地方公共団体である古賀市が補助金を支出する根拠は、地方自治法第 232 条の 2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」という規定にあります。そのため、「公益上必要かどうか」という観点から、補助金のあり方は常に検討され、時代の変化に合わせて見直される必要があります。また、市民の貴重な税金をその財源としている以上、透明性の確保や説明責任が求められます。

古賀市では補助金等の適正化について検討するため、平成 21 年 6 月に附属機関として古賀市補助金等検討委員会を設置し、2 年間にわたる検討の結果、平成 23 年 3 月に最終答申として今後の補助金等のあり方についての提言を受けました。

この提言に基づき、このたび、市における補助金制度の効率的かつ効果的な運用を目指すため、古賀市補助金改革実行計画を策定します。

2章 古賀市における補助金改革の経緯

古賀市では、過去においても、平成 16 年度に古賀市補助金等検討委員会（以下「前委員会」という。）を設置し、平成 17 年 11 月の提言を受けて補助金等の見直しを実施しました。この見直しにおいては、補助金等の削減・廃止・整理統合が行われるとともに、個別の補助金要綱の整備が行われるなど一定の成果を上げることができました。

しかしながら、前委員会の提言において附帯意見とされていた終期の設定や公募制の導入については、今日まで具体的な制度設計がなされていません。

また、下記の表①から表③までは平成 22 年度当初予算に基づく古賀市の補助金等の現状をまとめたものです。このデータから 2 つの問題点が明らかになりました。

(1) 運営費補助

設立間もない等の理由で運営基盤の脆弱な団体に対して、自立するまでの一定期間、運営費の補助を行うことにより、団体の育成支援に寄与することはありますが、恒常的な補助金は逆に団体の自立の妨げとなることがあります。古賀市の補助金は 5 割近くが運営費補助であり、開始から一定の期間を経過したものについては事業費補助への転換を検討する必要があります。

(2) 長期にわたる補助金

補助開始から 10 年以上が経過している補助金が全体の 7 割近くを占めている上、全ての補助金が終期を設定していません。補助の公益性が時代に即して変化していくことを考慮し、終期の設定又は定期的な検証制度を導入する必要があります。

さらに、近年の地方分権や地域活動の推進が求められる中、既存の補助金類型を見直し、新たな制度を構築する必要が生じてきたことから、本実行計画においては、個別の補助金の見直しと並行して、古賀市の補助金制度そのものを抜本的に見直すことにより、今後の補助金制度をより効率的かつ効果的に運用することを目指すものです。

(表①) 補助金類型

運営費補助	44 件 (49%)
事業費補助	45 件 (51%)

(表②) 補助金等の始期

不明または 平成 9 年度以前	61 件 (69%)
平成 10 年度以降	28 件 (38%)

(表③) 補助金等の終期

終期あり	0 件 (0%)
終期なし	89 件 (100%)

3 章 これからの補助金の基本原則

前述の補助金等検討委員会の最終答申において、「全国各地で行われている補助金等を取り巻く改革及び古賀市の現状を踏まえ、透明性を高めるための第三者委員会の設置、運営費補助の原則廃止、終期の設定、効果・成果の検証の手法を取り入れるとともに、市民の自発的な活動を推進・活性化する公募型補助金や、コミュニティ活動を支援するために新しい補助金制度を構築する必要がある」と結論づけられています。

古賀市ではこの提言を踏まえ、補助金制度全体の基本原則及び形態ごとの個別原則を次のように定めます。

(a) 基本原則

前述の提言を踏まえ、以下の6原則を導入し、関係制度の整備を行います。なお、補助金等委員会の個別審査対象外であった補助金についても、この基本原則にのっとして見直しを行うものとします。併せて、市における補助金制度の基本理念を示すため、補助金基本条例の制定を検討します。

① 透明性の確保

補助金の創設、交付団体の決定及び補助額の決定における過程を踏まえて、事業の効果・成果を検証し、客観性を担保するため、常設の第三者委員会を設置します。この第三者委員会は定期的に個別補助金を検証し、見直しを検討するものとします。

② 補助金等の整理・統合

目的・内容が類似する補助金や少額零細な補助が多いことは、補助の目的達成に非効率であることから、補助金の整理・統合を推進します。

③ 終期の設定

一定の期間内において、当初の補助目的を達成することが見込まれる補助については、あらかじめ終期を設定するものとします。また、恒常的な支出を要する補助についても定期的な見直しを図ります。

④ 運営費補助の原則廃止

運営費補助の継続によって団体の自立が妨げられることを防ぐため、一定の経過措置を設けた上で、事業費補助への転換を図ります。

⑤ 効果・成果の検証

上記①で述べた第三者委員会において効果・成果の検証を実施するとともに、古賀市の行政評価においても検証を行います。検証の結果に基づいて個別補助金の見直しに繋がります。

⑥ 公募制の導入

補助金交付の公平性を確保するとともに、公益達成の手段を広く求めるため、市民公募型補助金の導入を実施します。併せて、提案型公共サービス改善事業の導入を検討し、将来的な事業の適正化をめざします。

(b) 形態ごとの個別原則

委員会の提言及び上記6項目の基本原則を踏まえて、今後の市における補助金の形態を、公募型補助金、コミュニティ統合型補助金、個別補助金、委託の4つに定義づけます。なお、委託とは公益性が非常に高く、本来市が行うべき事業と考えられることから、委託契約により実施されるものです。

① 公募型補助金

広く市民・市内団体から市の目的に合致した公益的事業を公募します。応募のあった事業は、公益性・必要性・公平性・効果経済性等の観点から審査し、採択された事業について補助金を交付します。

② コミュニティ統合型補助金

コミュニティ活動を推進するための各種補助金について、個々の補助金の用途を限定せず一括交付が可能なものについては、統合型補助金として校区コミュニティへの一括交付を検討します。これにより地域の特性を活かしたまちづくりやコミュニティ内で活動する団体同士の一層の連携強化を目指します。

③ 個別補助金

市の政策として個別の支援が必要な事業に対する補助金で、前述の公募型補助金・コミュニティ統合型補助金に該当しない補助金については個別補助金として継続し、基本原則に沿った内容の見直しを実施します。

④ 委託

行政が主体的に実施すべき事業については補助金の形態ではなく、委託事業として実施します。既存の委託事業も含めて、仕様の適正化を検討します。

4章 個々の補助金の形態と改善事項

検討委員会においては、平成22年度に既存の補助金についての個別審査を行い、点数形式での採点をおこなうとともに、今後の補助形態についての判断が示されました。古賀市ではこの判断を参考に、審査対象となった補助金の今後の補助形態と個別改善事項を次の別表のとおりと考え、関係団体と協議しながら新規の補助形態への移行と個別改善を推進します。

(別表) 既存補助金の今後の形態と改善事項

No	補助金名称	所管課	今後の補助形態	個別改善事項
1	区長会運営費補助	地域コミュニティ室	個別補助金	当面の間個別補助金として継続しつつ、補助対象事業の再検討及び基本原則に沿った見直しについては平成25年度から実施する。コミュニティ統合型補助金への移行については、市内地縁団体の今後の在り方についての方向性を総合的に考慮し、判断する。
2	行政相談員活動補助	総務課	個別補助金	個別補助金として継続しつつ、補助額の再検討を実施する。
3	路線バス運行補助	経営企画課	個別補助金	個別補助金として継続しつつ、今後の市内地域交通の確保及び利便性の向上について調査検討する。
4	交通安全協会補助	総務課	委託	平成25年度から委託へ移行する。
5	校区コミュニティ支援事業交付金	地域コミュニティ室	コミュニティ統合型補助金	コミュニティ統合型補助金の創設・統合については、各補助金の今後の方向性の検討及び市内地縁団体の今後の在り方についての方向性を総合的に考慮し、判断する。
6	校区まちづくり活動推進事業交付金	地域コミュニティ室	コミュニティ統合型補助金	コミュニティ統合型補助金の創設・統合については、各補助金の今後の方向性の検討及び市内地縁団体の今後の在り方についての方向性を総合的に考慮し、判断する。
7	防犯灯設置補助	地域コミュニティ室	個別補助金	当面の間個別補助金として継続する。コミュニティ統合型補助金への移行については、市内地縁団体の今後の在り方についての方向性を総合的に考慮し、判断する。
8	防犯組合補助	地域コミュニティ室	個別補助金	当面の間個別補助金として継続する。コミュニティ統合型補助金への移行については、市内地縁団体の今後の在り方についての方向性を総合的に考慮し、判断する。
9	花いっぱい運動推進補助	地域コミュニティ室	個別補助金	当面の間個別補助金として継続する。コミュニティ統合型補助金への移行については、地縁団体以外の団体への補助分の方向性を含めて検討する。併せて事業形態の見直しを検討する。
10	社会福祉協議会補助	福祉課	個別補助金	個別補助金として継続しつつ、補助対象の精査を実施し、併せて事業形態の見直しを検討する。
11	民生委員協議会補助	福祉課	個別補助金	個別補助金として継続しつつ、補助対象事業の再検討を実施する。
12	遺族会補助	福祉課	個別補助金	当面の間個別補助金として継続しつつ、平成25年度から事業費補助への転換を図るため、補助対象の精査を実施する。

No	補助金名称	所管課	今後の補助形態	個別改善事項
13	傷痍軍人会補助	福祉課	段階的に廃止	当面の間個別補助金として継続しつつ、平成 25 年度から事業費補助への転換を図るため、補助対象の精査を実施する。併せて将来的な廃止時期を検討する。
14	原爆被害者の会補助	福祉課	個別補助金	個別補助金として継続しつつ、平成 25 年度から事業費補助への転換を図るため、補助対象の精査を実施し、併せて事業形態の見直しを実施する。
15	原爆被害者の会全国大会参加補助	福祉課	個別補助金	個別補助金として継続する。平成 24 年度から補助額の再検討を実施した。
16	保護司会補助	総務課	個別補助金	個別補助金として継続する。
17	更生保護事業補助	総務課	個別補助金	今後も粕屋郡内他町と協調し、個別補助金として継続する。
18	シルバー人材センター補助	介護支援課	個別補助金	個別補助金として継続しつつ、補助対象の精査を実施し事業形態及び補助額の見直しを検討する。
19	老人クラブ連合会補助	介護支援課	個別補助金	個別補助金として継続しつつ、平成 25 年度から事業費補助への転換を図るため、補助対象の精査を実施し、併せて事業形態の見直しを検討する。
20	住宅改造助成	介護支援課	個別補助金	個別補助金として継続する。
21	園芸福祉補助	予防健診課	公募型補助金	平成 26 年度から公募型へ移行する。
22	心身障害者扶養共済制度加入者補助	福祉課	個別補助金	個別補助金として継続する。
23	福祉タクシー利用補助	福祉課	個別補助金	個別補助金として継続する。事業形態については市の交通施策との関係性を踏まえ見直しを検討する。
24	障害者授産品アンテナショップ運営補助	福祉課	廃止	平成 24 年度から事業形態の見直しを実施し、補助金制度は廃止した。
25	身体障害者福祉協会補助	福祉課	個別補助金	個別補助金として継続しつつ、平成 25 年度から事業費補助への転換を図る。
26	障がい児・者親の会補助	福祉課	個別補助金	個別補助金として継続しつつ、平成 25 年度から事業費補助への転換を図る。
27	通所サービス等利用促進事業補助	福祉課	廃止	県の補助制度と協調して実施してきたが、平成 24 年度に経過措置満了により廃止された。
28	同和地区活動補助	人権センター	個別補助金	個別補助金として継続する。平成 25 年度から事業費補助への転換を図るため、補助対象の精査を実施し、併せて事業形態の見直しを検討する。

No	補助金名称	所管課	今後の補助形態	個別改善事項
29	人権擁護委員会補助	人権センター	個別補助金	個別補助金として継続しつつ、補助額の再検討を実施する。
30	県女性海外研修の翼参加補助	総務課	個別補助金	個別補助金として継続する。
31	日本女性会議参加補助	総務課	個別補助金	個別補助金として継続する。
32	私立保育園補助	子育て支援課	個別補助金	個別補助金として継続する。施策効果を高めるため、平成 25 年度を目的に補助形態の見直しを検討する。
33	母子寡婦福祉会補助	子育て支援課	個別補助金	個別補助金として継続しつつ、平成 25 年度から事業費補助への転換を図るため、補助対象の精査を実施し、併せて事業形態の見直しを検討する。
34	食-品衛生協会補助	環境課	個別補助金	食品衛生については市の政策的に補助を実施しており、個別補助金として継続する。平成 25 年度から事業費補助への転換を図るため、補助対象の精査を実施する。
35	環境衛生組合補助	環境課	段階的に廃止	平成 25 年度を目的に廃止する。
36	北筑昇華苑使用料補助	環境課	個別補助金	個別補助金として継続する。補助率については市民の火葬料負担の軽減を図るため、今後も県内他自治体と比較して公平性への配慮を検討する。
37	合併処理浄化槽設置補助	下水道課	個別補助金	個別補助金として継続しつつ、市の下水道施策の一環として今後の展開を検討する。
38	食生活改善推進会運営補助	予防健診課	個別補助金	個別補助金として継続する。
39	愛の献血推進協議会補助	予防健診課	個別補助金	個別補助金として継続する。補助による政策効果を高めるため、事業形態を継続して検討していく。
40	資源回収奨励金	環境課	個別補助金	ごみ減量を目的とした政策的補助であることから、当面の間個別補助金として継続しつつ、コミュニティ統合型補助金への移行及び補助形態の改善について検討する。
41	生ごみ処理機器購入費補助	環境課	個別補助金	ごみ減量政策補助として効果的であることから、個別補助金として継続する。
42	粕屋農業まつり事業補助	農林振興課	個別補助金(統合)	平成 23 年度から粕屋郡全市町による補助形態及び対象事業の見直しを実施し、粕屋地域農業振興事業補助として統合した。
43	水稻・麦種子更新対策事業補助	農林振興課	個別補助金(統合)	平成 23 年度から粕屋郡全市町による補助形態及び対象事業の見直しを実施し、粕屋地域農業振興事業補助として統合した。

No	補助金名称	所管課	今後の補助形態	個別改善事項
44	野菜部会育成補助	農林振興課	個別補助金(統合)	平成 23 年度から粕屋郡全市町による補助形態及び対象事業の見直しを実施し、粕屋地域農業振興事業補助として統合した。
45	花卉部会育成補助	農林振興課	個別補助金(統合)	平成 23 年度から粕屋郡全市町による補助形態及び対象事業の見直しを実施し、粕屋地域農業振興事業補助として統合した。
46	地域水田農業ビジョン推進対策事業補助	農林振興課	個別補助金(統合)	平成 23 年度から粕屋郡全市町による補助形態及び対象事業の見直しを実施し、粕屋地域農業振興事業補助として統合した。
47	果樹振興事業補助	農林振興課	個別補助金	個別補助金として継続する。
48	活力ある高収益型園芸産地育成事業補助	農林振興課	個別補助金	個別補助金として継続する。
49	地産地消交流対策事業補助	農林振興課	個別補助金(統合)	平成 23 年度から粕屋郡全市町による補助形態及び対象事業の見直しを実施し、粕屋地域農業振興事業補助として統合した。
50	農業担い手育成事業補助	農林振興課	個別補助金(統合)	平成 23 年度から粕屋郡全市町による補助形態及び対象事業の見直しを実施し、粕屋地域農業振興事業補助として統合した。
51	環境保全型農業対策事業補助	農林振興課	個別補助金(統合)	平成 23 年度から粕屋郡全市町による補助形態及び対象事業の見直しを実施し、粕屋地域農業振興事業補助として統合した。
52	認定農業者協議会活動補助	農林振興課	個別補助金	個別補助金として継続しつつ、平成 25 年度から事業費補助への転換を図るため、補助対象の精査を実施し、併せて事業形態の見直しを検討する。
53	農業経営基盤強化資金利子補給	農林振興課	個別補助金	全国的な利子補給制度であり、個別補助金として継続する。
54	ため池維持管理補助	農林振興課	個別補助金	個別補助金として継続する。補助額についてはため池の適切な維持を図るため、県内他自治体と比較・検討する。
55	基盤整備事業補助	農林振興課	個別補助金	ほ場整備推進のため、個別補助金として継続する。
56	森林組合補助	農林振興課	個別補助金	当面の間個別補助金として継続しつつ、平成 25 年度から事業費補助への転換を図るため、補助対象の精査を実施する。将来的な広域化を視野に入れつつ、今後の補助制度を検討する。

No	補助金名称	所管課	今後の補助形態	個別改善事項
57	薦野生産森林組合補助	農林振興課	個別補助金	当面の間個別補助金として継続しつつ、平成 25 年度から事業費補助への転換を図るため、補助対象の精査を実施する。将来的な広域化を視野に入れつつ、今後の補助制度を検討する。
58	森林振興協議会補助	農林振興課	個別補助金	個別補助金として継続する。今後も社会情勢等を考慮しつつ適正な補助額を検討していく。
59	猪被害防止特別対策事業補助	農林振興課	個別補助金	個別補助金として継続する。平成 23 年度から国の制度を利用し、補助形態の見直しを実施した。
60	商工振興補助	商工政策課	個別補助金	個別補助金として継続する。
61	中小企業融資保証料補助	商工政策課	個別補助金	個別補助金として継続する。
62	まつり古賀補助	商工政策課	個別補助金	個別補助金として継続する。事業形態については、事業主体であるまつり古賀実行委員会の今後の方向性と併せて検討する。
63	商店街活性化対策補助	商工政策課	公募型補助金	平成 26 年度から公募型へ移行する。
64	なの花祭り補助	商工政策課	個別補助金	総合振興計画における市の観光政策を勘案し、当面の間個別補助金として継続する。将来的に公募型への移行を検討する。
65	観光協会補助	商工政策課	個別補助金	個別補助金として継続する。市の観光施策を含めた事業形態の再検討を実施し、その上で補助形態の見直しを検討する。
66	分団纏購入補助	総務課	個別補助金	当面の間個別補助金として継続する。コミュニティ統合型補助金への移行については、市内地縁団体の今後の在り方についての方向性を総合的に考慮し、判断する。
67	学校人権教育研究協議会補助	学校教育課	個別補助金	個別補助金として継続する。更に事業効果を高めるため、今後も継続して補助対象事業の検証をおこなう。
68	部活動大会参加補助	学校教育課	個別補助金	小中学校における部活動活性化に効果的であることから、個別補助金として継続する。
69	私立幼稚園運営費補助	子育て支援課	個別補助金	個別補助金として継続しつつ、公平性に配慮し、今後も事業形態を検討していく。
70	PTA連合会活動補助	生涯学習推進課	個別補助金	個別補助金として継続する。平成 24 年度から補助対象の精査を実施した。
71	日本の次世代リーダー養成塾参加補助	青少年育成課	個別補助金	個別補助金として継続する。今後は事業成果を検証し、事業形態の改善を検討していく。

No	補助金名称	所管課	今後の補助形態	個別改善事項
72	分館活動補助	生涯学習推進課	個別補助金	当面の間個別補助金として継続する。コミュニティ統合型補助金への移行については、市内地縁団体の今後の在り方についての方向性を総合的に考慮し、判断する。
73	公民館類似施設整備費補助	生涯学習推進課	個別補助金	当面の間個別補助金として継続する。コミュニティ統合型補助金への移行については、市内地縁団体の今後の在り方についての方向性を総合的に考慮し、判断する。
74	社会「同和」教育推進事業委託	人権センター	委託	委託として継続しつつ、更に効果を高めるために事業形態の再検討を実施する。
75	次世代人権リーダー育成事業補助	人権センター	個別補助金	個別補助金として継続する。平成 23 年度から事業形態の再検討を行い、補助対象等の見直しを実施した。
76	青少年育成市民会議補助	青少年育成課	個別補助金	個別補助金として継続しつつ、平成 25 年度から事業費補助への転換を図るため、補助対象の精査を実施し、併せて事業形態の見直しを実施する。
77	少年指導員地区活動補助	青少年育成課	廃止	平成 24 年度から事業形態の見直しを実施し、補助金制度は廃止した。
78	子ども会育成会連合会活動事業補助	青少年育成課	個別補助金	個別補助金として継続しつつ、平成 25 年度から事業費補助への転換を図るため、補助対象の精査を実施し、併せて事業形態及び補助額の見直しを実施する。
79	少年の船活動事業補助	青少年育成課	個別補助金	当面の間個別補助金として継続しつつ、補助額の再検討を実施する。
80	アンビシャス広場づくり事業補助	青少年育成課	個別補助金	県との協調補助実施期間については個別補助金として継続する。県補助終了後の補助形態については、コミュニティ統合型補助金への移行を含めて検討する。
81	文化協会文化事業委託	生涯学習推進課	委託	委託として継続しつつ、今後策定予定の文化芸術振興計画(仮称)において、事業内容の適正化を含めた委託額の再検討を実施する。
82	文化芸術事業補助	生涯学習推進課	個別補助金	個別補助金として継続しつつ、今後策定予定の文化芸術振興計画(仮称)において、事業形態の見直しを検討する。
83	文化のまちづくり事業委託	生涯学習推進課	廃止	平成 24 年度に委託を廃止し、事業については引き続き市と関係団体の共働で実施する。
84	国際交流事業補助	経営企画課	公募型補助金	平成 26 年度から公募型へ移行する。
85	九州大学サマーコースホストファミリー補助	生涯学習推進課	個別補助金	個別補助金として継続しつつ、市の国際交流施策の今後の方向性を含めて事業形態の見直しを検討する。

No	補助金名称	所管課	今後の補助形態	個別改善事項
86	体育協会体育事業委託	生涯学習推進課	委託	委託として継続する。平成 23 年度において事業形態の見直しを実施した。
87	ジュニアスポーツ団体活動補助	生涯学習推進課	個別補助金	個別補助金として継続する。
88	スポーツ振興補助	生涯学習推進課	個別補助金	個別補助金として継続する。平成 24 年度から公平性に配慮した補助対象の拡大を図るため、事業形態の見直しを実施した。
89	水洗化奨励補助	下水道課	個別補助金	個別補助金として継続する。今後も物価等の社会情勢を考慮しつつ適正な補助額を検討していく。

※平成 22 年度以降に新設された補助金については、検討委員会における個別審査の対象ではなかったことから上記一覧には記載されていませんが、それらの新設補助金についても本実行計画の基本原則に沿った見直しを実施していきます。

5 章 今後のスケジュール

実行目標期限として、本計画に沿った補助金制度の見直しを平成 25 年度当初予算へ反映させるように努めていきます。ただし、3 章の(b)②に記したコミュニティ統合型補助金については、関係制度及び関係組織の整理の進捗状況と合わせて段階的に整備していくものとします。また、3 章の(b)①に記した公募型補助金については、制度構築や事業認定審査などを平成 25 年度中に実施し、平成 26 年度予算からの補助金交付を目標とします。

今後も状況の変化に応じた定期的な見直しを図るため、3 年ごとに個別補助金の継続的な見直しを実施するものとします。

6 章 おわりに

昨今の地域主権の潮流や、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加などにより、今、補助金制度には、より一層の透明性や時代の求める公益への即応性が求められています。この実行計画では、補助金の廃止や削減といった財政的な側面から補助金改革を実施するものではなく、制度的な改善を行うことにより、透明性を高め、成果の検証等による効果的な見直しの仕組みづくりを目的としています。

これからも市民と行政を関係づける制度として、適正な補助金制度の構築と運用に努めてまいります。